

# 障害者差別解消支援地域協議会の概要

## ○障害者差別解消法における位置づけ

### 地域協議会とは (法第17条)

- 地域における様々な関係機関が、障害者差別に関する相談や相談事例を踏まえた障害者差別のための取組を効果的かつ円滑に行うため、組織することができるもの。

### 構成する機関等 (法第17条)

- 国及び地方公共団体の機関のうち、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する機関
- NPO法人等の団体、学識経験者等
- その他必要と認めるもの

### 地域協議会の 事務等 (法第18条)

- 必要な情報の交換、障害者からの相談や相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組を行う。
- 協議結果に基づき、構成機関等は、相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組を行う。
- 地域協議会は、構成機関等に対し、相談を行った障害者や差別事案に関する情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。
- 地域協議会の庶務は、地方公共団体が担う。

### 守秘義務 (法第19条)

- 正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 資料 1

第2回障害者差別解消支援地域協議会  
令和4年3月4日（金）